

○北海道警察機動隊規程

北海道警察本部訓令甲第3号

昭和42年3月8日

改正 昭和47年7月1日警察本部訓令第8号、49年4月1日第3号、50年5月24日第6号、平成4年10月16日第22号、6年3月2日第6号、7年3月15日第2号、10月29日第26号、19年3月29日第7号、30年3月16日第4号

北海道警察機動隊規程を次のように定める。

北海道警察機動隊規程

(趣旨)

第1条 北海道警察の組織に関する規則(昭和40年北海道公安委員会規則第2号)第25条の規定に基づき北海道警察本部(以下「警察本部」という。)警備部に置く機動隊の組織及び運営に関しては、別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(呼称及び位置)

第2条 機動隊は、北海道警察機動隊(以下「機動隊」という。)と呼称する。

2 機動隊は、札幌市に置く。ただし、北海道警察本部長(以下「警察本部長」という。)が必要と認めるときは、方面本部の所在する市に分駐させることができる。

3 前項の分駐所に関し必要な事項は、別に定める。

(任務)

第3条 機動隊は、警備実施の中核部隊として治安警備及び災害警備にあたるものとし、その他必要に応じて部隊活動による警衛、警護、雑踏警備、集団警ら、各種一斉取締り等に当たるものとする。

(組織及び編成)

第4条 機動隊は、隊長、副隊長、中隊長、小隊長、分隊長、隊付、一般隊員その他所要の職員をもって組織する。

2 機動隊の編成は、別に定めるところによる。

(隊員の資格)

第5条 機動隊の隊員(以下「隊員」という。)には、勤務成績が良好で、かつ、身体強健な者のうち、次の各号に該当するものを充てるものとする。

(1) 巡査部長以上の幹部隊員にあっては、人格及び識見に優れ、特に指揮能力に優れた者であること。

(2) 巡査の隊員にあっては、原則として、1年以上の実務経験を有する者であって、責任感がおう盛な30歳未満のものであること。

(服務期間)

第6条 隊員の服務期間は、原則として3年とする。

(服務)

第7条 隊員の服務要領その他服務の細目は、別に定める。

(勤務制)

第7条の2 機動隊の勤務制は、通常勤務及び毎日勤務(北海道警察処務規程(昭和45年北海道警察本部訓令第2号)第29条第2項に規定する特別の職務に従事する職員の勤務をいう。)とする。

(勤務時間)

第7条の3 前条に規定する毎日勤務の勤務時間は、次表のとおりとする。

区分 勤務	勤務開始時刻	勤務終了時刻	勤務時間	休憩時間	備考
日勤	午前8時45分	午後5時30分	7.45	1.00	勤務時間は、1週間当たり38時間45分とすること。

2 機動隊長は、公務のため必要があると認めるときは、前項の勤務開始時刻又は勤務終了時刻を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

(隊旗)

第8条 機動隊に隊旗を備え付ける。

- 2 隊旗の制式は、付図第1のとおりとする。
- 3 隊旗の使用及び取扱要領については、別に定める。

(標章)

第8条の2 隊員は、制服(冬服、合服及び夏服をいう。以下同じ。)、活動服及び出動服に機動隊を表示する標章を付けるものとする。

- 2 前項の標章の形状、寸法等は、付図第2のとおりとする。

(居住)

第9条 隊員は、機動隊宿舎に居住するものとする。ただし、機動隊長の承認を受けた者は、この限りでない。

(教養訓練)

第10条 機動隊長及び幹部隊員は、機動隊が優秀な警察官を育成する場であることを自覚し、隊員に対し、警備実施及び警察実務に関する知識・技能を習得させるため必要な教養訓練を行うほか、学校教養、委託教養、警察本部教養等の機会を活用した効果的な教養訓練に努めなければならない。

- 2 機動隊長は、別に定める教養訓練の基準に基づき、警察本部の各課長(課長に相当するものを含む。以下同じ。)と密接な連絡の下に教養訓練計画を作成するものとする。
- 3 教養訓練の実施及び計画の作成に関し必要な事項は、別に定める。

(出動及び待機の命令)

第11条 機動隊は、警備部長(重要又は異例に属するものについては、警察本部長。第16条を除き、以下同じ。)の命により出動し、又は待機するものとする。

- 2 前項の規定による待機は、対象事案の状況等に応じ、次の種別に分けて行うものとする。

甲号待機(全員待機)

乙号待機(3分の2待機)

丙号待機(3分の1待機)

- 3 警備部長は、待機の必要がなくなったときは、速やかに解除するものとする。

(出動及び待機の要請手続)

第11条の2 方面本部長、警察本部の課長及び札幌方面の警察署長は、機動隊の出動を必要とする事案が発生し、若しくは発生が予想される場合は、警備部長(警察本部警備課長経由。以下同じ。)に機動隊の出動又は待機を要請するものとする。ただし、事態が急迫しそのいとまがないときは、直接機動隊長に要請することができる。

2 前項ただし書の規定による要請を行った方面本部長、警察本部の課長又は札幌方面の警察署長は、事後速やかに、その旨を警備部長に報告するものとする。

- 3 第1項の規定による要請は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

(1) 要請の理由(当該事案の警備又は取締りに関する総合計画を含む。)

(2) 出動又は待機の日時

(3) 必要人員

(4) 派遣場所

(5) 装備資機材の種別及び数量

(6) その他必要な事項

(出動時の指揮等)

第12条 機動隊は、第11条第1項及び前条第1項の規定により出動した場合は、原則として当該事案を管轄する警察署長の指揮下に入るものとする。

- 2 前項に規定する指揮は、事案の概要、警備方針、主要任務、服務要領その他必要な事項を明確にして行うものとする。

(引継ぎ)

第13条 出動中の隊員が、被疑者の逮捕その他犯罪、事故等の処理を行い、以後引継ぎの措置を要するものは、当該事案を管轄する警察署長に引き継ぐとともに、その旨を機動隊長に報告するものとする。

(出動報告)

第14条 機動隊長は、機動隊が第11条第1項及び第11条の2第1項の規定により出動した場合は、任務終了後速やかに、次に掲げる事項を警備部長に報告しなければならない。

(1) 出動の日時及び場所

(2) 出動人員

- (3) 事案の概要
- (4) 勤務の状況
- (5) 武器使用の場合は、その状況
- (6) その他参考事項

(装備)

第15条 機動隊長は、機動隊の任務遂行のために必要な装備を常に整備しておくとともに、関係する警察本部の課長と連絡を密にし、装備資機材の充実及び開発・改善を図り、積極的かつ有機的な活用に努めなければならない。

2 機動隊の装備は、別に定める。

(運営委員会)

第16条 機動隊の適正かつ効率的な運用に資するため、警察本部に機動隊運営委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、機動隊に関する次の事項について審議するものとする。

- (1) 運用計画
- (2) 教養訓練計画
- (3) 処遇改善に関する事項
- (4) その他機動隊の運営に関し必要な事項

3 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

4 委員会の委員長には警備部長、委員には各部の首席参事官、教養課長、警備課長及び機動隊長をもって充てる。

5 委員長は、必要と認めるときは、前項の委員以外の警察本部の課長に委員会への出席を求めることができる。

6 委員長は、委員長が必要と認めるときに招集するものとする。

7 委員長は、必要と認めるときは、委員会の補佐機関として幹事会を置くことができる。

8 委員会の庶務は、警備課において処理する。

(運用等の細目)

第17条 この訓令に基づき、及びこの訓令を実施するため必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この訓令は、昭和42年4月1日から施行する。

2 北海道警察機動隊規程（昭和36年北海道警察本部訓令甲第9号）は、廃止する。

附 則（昭和47年警察本部訓令第8号）

この訓令は、昭和47年7月1日から施行する。

附 則（昭和49年警察本部訓令第3号）

この訓令は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年警察本部訓令第6号）

この訓令は、昭和50年5月24日から施行する。

附 則（平成4年警察本部訓令第22号）

この訓令は、平成4年11月2日から施行する。

附 則（平成6年警察本部訓令第6号）

この訓令は、平成6年3月2日から施行する。

附 則（平成7年警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年警察本部訓令第26号）

この訓令は、平成7年11月1日から施行する。

附 則（平成19年警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成30年警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成30年3月26日から施行する。

※ 付図省略